

今月のトピックス

平成29年11月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ
TEL 03-5356-6377
TEL 048-781-2651
URL <http://www.slmo.co.jp/>

【高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について】

労働契約法の改正により、平成25年4月から「無期転換ルール」が導入されていますが、専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を通じ、その能力の有効な発揮と、活力ある社会の実現を目指す観点から、有期雇用特別措置法が交付されました。有期雇用特別措置法の基本的な仕組みとして、① 専門的知識等を有する有期雇用労働者、② 定年に達した後引き続き雇用される有期雇用労働者において、雇用管理に関する措置についての計画書を作成し都道府県労働局長の認定を受けることで、無期転換申込権が発生しないとする特例が適用されます。今回は、顧問先様の中でも対象者の多い②に関する特例の申請についてご連絡いたします。

■ 第二種計画の認定申請について（※上記②に適用される有期雇用特別措置法）

適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で定年に達した後、引き続き雇用される有期雇用労働者（継続雇用の高齢者）については、無期転換申込権が発生しません。

※定年をすでに迎えている方を雇用する事業主が認定を受けた場合、その方も特例の対象となりますが、他社で定年を迎えている方を雇用した場合、特例の対象にはなりませんのでご注意ください。

<申請方法について>

申請先：本社・本店を管轄する都道府県労働局（本社・本店を管轄する労働基準監督署経由も可）

申請書：第二種計画認定・変更申請書（原本と写しの合計2部）

※申請書内にある「雇用管理に関する措置の内容」、「その他」について別途添付書類発生。

<申請の留意事項>

申請期間：約1ヶ月程度。

※平成30年3月前後は申請件数が多くなることが予想されるため、認定までの期間は約2ヶ月、場合によっては6ヶ月程度かかる可能性あり。（各都道府県で差があります。）

認定通知：原則、都道府県労働局にて申請会社宛直接交付。

※希望により郵送交付も可。なお、簡易書留で返送されるため、返信用封筒に450円の切手を貼っておく必要あり。労働局で受け取る場合は認定許可がおりた段階で、会社宛に電話で連絡あり。（申請は社労士でも代行が可能ですが、認定許可通知書の交付は会社のみとなりますのでご注意ください。）

※上記内容につきまして、ご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。